

青森県埋蔵文化財調査報告書 第363集

特別史跡三内丸山遺跡一部損傷事故
に係る発掘調査報告書

平成 14 年 度

青森県教育委員会

序

特別史跡三内丸山遺跡は、平成9年度に策定された「青森県総合運動公園遺跡ゾーン整備基本計画」に基づいて、縄文の「むら」のたたずまいを体感・体験できる遺跡公園として整備しているところですが、平成14年8月25日に園路整備に伴う暗渠排水工事において、遺構の一部を損傷する事故が発生しました。

このため、同年11月1日より、約3週間に渡って検証のための確認調査を実施しました。本書はその調査結果をまとめたものです。

三内丸山遺跡は、円筒土器文化を代表する学術的に極めて貴重な遺跡であり、今後二度とこのような事態が生じないよう常に細心の注意を払って参ります。

終わりに、調査の実施及び本書の作成に御尽力いただいた関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成15年3月

青森県教育委員会

教育長 花田隆則

例 言

- 1 本報告書は、平成14年度に実施した特別史跡三内丸山遺跡の遺構一部損傷事故に係る調査報告書である。
- 2 三内丸山遺跡の遺跡番号は01021番である。
- 3 調査地点は平成11年度に第14次調査として、平成12年度に第17次調査として、さらに平成13年度に第20次調査として調査した区域であり、今回の調査に関係する遺構はそれらの調査で確認されたものである。第20次調査等については平成15年3月に青森県教育委員会が刊行する「三内丸山遺跡22」で報告されている。遺構の名称は、それらの調査の名称を踏襲している。
- 4 挿図の縮尺は各図中に示してある。なお写真の縮尺は統一していない。
- 5 図の記載にあたっては石器・石-Sの略号を用いた。
- 6 本書の執筆は第Ⅱ章第3節(3)を文化財保護課文化財保護主事秦光次郎が担当したほか、全ての執筆・編集は同課文化財保護総括主査齋藤岳が担当した。
- 7 石器の石質については、青森県教育庁文化財保護課の佐藤巧三内丸山遺跡対策室長が鑑定した。遺物観察表の記入にあたっては次のように略した。安：安山岩 凝：凝灰岩 珪頁：珪質頁岩
- 8 出土遺物・実測図・写真等は、青森県教育庁文化財保護課三内丸山遺跡対策室が保管している。
- 9 石器図版に使用したスクリーントーンは次の使用痕を表している。



磨 面



敲 打 痕

目 次

序

例言

目次

第Ⅰ章 調査に至る経緯と調査経過	1
第1節 調査に至る経緯	1
第2節 調査要項	7
第3節 調査の方法と経過	7
第4節 遺物の分類	8
第Ⅱ章 調査の概要	9
第1節 調査の概要	9
第2節 配石を構成する礫の同定と対応措置	10
第3節 出土遺物	17
第Ⅲ章 まとめと今後の課題	27
報告書抄録	28

第I章 調査に至る経緯と調査経過

第1節 調査に至る経緯

三内丸山遺跡は、平成9年度に策定された青森県総合運動公園遺跡ゾーン整備基本計画に基づき、青森県土整備部と青森県教育委員会が協力しながら整備と公開を行っている。

平成14年度は、公園全体のビジターセンターの機能を有する縄文時遊館が開館予定であったことから、本施設から遺跡中心部までは、平成13年度までの発掘調査で確認されている縄文時代の道路跡に沿う形で圍路や排水施設の敷設等が予定されていた。

4月には、上記整備工事に先立って保護盛土工事が開始され、遺構に影響を与えないように工事は青森県教育庁職員等が立ち会いのうえ慎重に進められたが、8月25日(日)に施工した暗渠排水施設の敷設の際に、誤って遺構面の一部を損傷したことが、8月26日(月)に判明した。

本工事は、天候不順による工期の遅れを取り戻すために、工事受注業者が日曜日にも拘わらず、発注者である県の立ち会いを求めることなく施工したものであった。

県土整備部、県教育庁及び受注業者の3者が、現地で確認を行ったところ、遺構保護のために置かれた土のうや配石遺構の一部と思われる礫が工事排土の中に交じっていたため、詳細を確認することとし、敷設した暗渠を全て取り除き、これまでの発掘調査記録とともに断面を観察した。その結果、総延長約50mに渡り遺構が確認されている第Ⅲ層に影響を及ぼしており、3基の環状配石墓(第14、15、16号配石)が一部破壊されている可能性があることが判った。

その後、正確を期するための測量調査を行い、現状を記録した後文化庁に損傷事故発生を報告を行った。

また、遺構がどの程度の損傷を受けているかを検証するために、文化庁の現状変更の許可及び指導・助言を得ながら、平成14年11月1日から11月20日の期間で発掘調査を実施した。



写真1 暗渠排水施設(南東から)

(参考)

- 8月25日(日) 暗渠敷設工事施工
- 8月26日(月) 教育庁文化財保護課職員が遺構損傷の可能性あることを発見し、工事を即時中止
- 8月27日(火) 県土整備部都市計画課及び教育庁文化財保護課が現地確認を行い、埋設した暗渠の撤去及び損傷箇所の目視確認すること、さらには現状の測量及び図化作業を行うこととした
- 8月28日(水) 暗渠の撤去及び損傷の目視確認
- 8月29日(木) 現地測量並びに図化作業着手(9月10日まで)
- 9月2日(月) 文化庁記念物課あて今回の損傷について報告
- 9月11日(水) 測量結果を基に作成した損傷箇所結果を持参し、文化庁に説明
- 9月13日(金) 損傷事故マスコミ発表
- 9月27日(金) 発掘調査のための現状変更申請書提出
- 11月1日(金) 発掘調査着手
- 11月20日(水) 発掘調査終了



写真2 報道機関への公開



1 掘り出された礫



2 排水溝掘り出し作業



3 完掘状況 (No.18付近からNo. 8 方向)
(No.は測量用地点番号。図1参照)



4 南側の第III層損傷部分 (No.10付近)



5 礫固定の土のうの露出



6 第III層を40cm損傷した部分

写真3 損傷状況



(写真左) (写真右)
No. 1 ~ No. 8



No. 8 ~ No. 16



No. 16 ~ No. 24



No. 24 ~ No. 32



No. 32 ~ No. 39

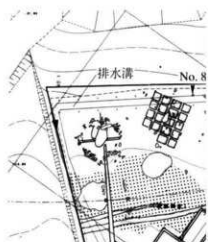


No. 39 ~ No. 47



No. 47 ~ No. 49

写真 4 排水溝断面 (西側)



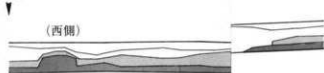
No. 8



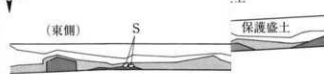
No. 8



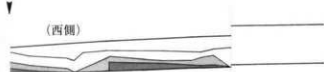
No. 20



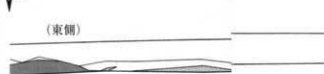
No. 20



No. 32



No. 32



No. 8
21.5m



No. 11
21.5m



No. 14
21.5m



No. 17
21.5m



No. 20
21.5m



No. 23
21.5m



No. 26
21.5m



No. 29
21.5m



No. 32
22.0m



No. 35
22.0m



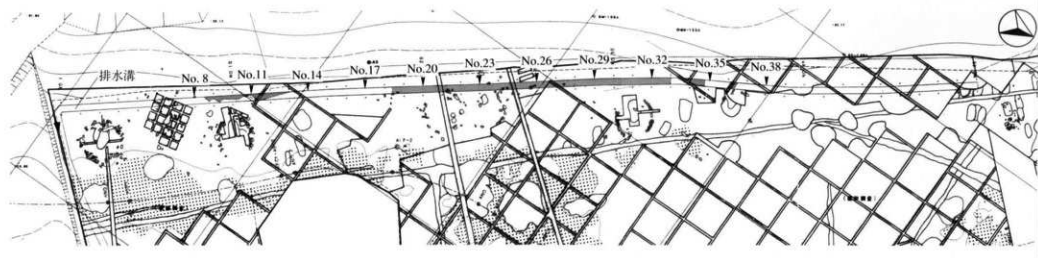
No. 38
22.0m



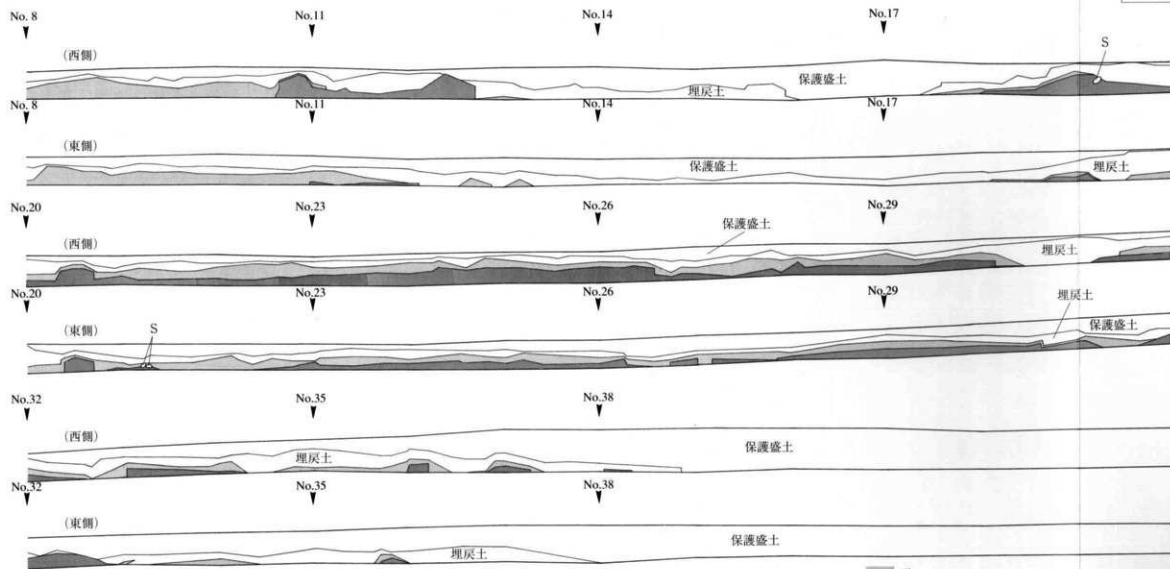
排水溝断面図
(左：西側・右：東側)

n

n



第20次調査区道横配置図と排水溝（溝中のスクリーントーン：第Ⅲ層に影響があったと考えられる範囲）

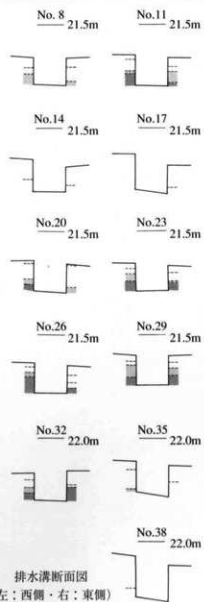


排水溝両側のセクション図

▼断面図作成地点
(矢印の先は断面図基準標高に対応)

砂
第Ⅲ層

0 2 m



排水溝断面図
(左：西側・右：東側)

図1 工事による損傷状況

第2節 調査要項

1 調査目的	特別史跡三内丸山遺跡で8月25日に発生した工事による損傷状況の検証
2 調査期間	平成14年11月1日～平成14年11月20日
3 遺跡名及び所在地	三内丸山遺跡 青森市三内字丸山280-1外
4 調査面積	88平方メートル
5 調査主体	青森県教育委員会
6 調査担当機関	青森県教育庁文化財保護課三内丸山遺跡対策室
7 調査協力機関	青森市教育委員会
8 調査担当者	青森県教育庁文化財保護課三内丸山遺跡対策室 文化財保護総括主査 中村 美杉 齋藤 岳 文化財保護主事 秦 光次郎 佐々木 雅裕 大平 哲世 神 智江 調査補助員 沼畑 伸一 萩坂 華恵 津幡 圭介

第3節 調査の方法と経過

調査は11月1日に開始した。第Ⅲ層まで影響のあった範囲のなかで、南側の部分は掘削が浅いうえ遺構の分布が確認されていないため、調査は環状配石墓周辺の40mの範囲を対象として損傷の状況を正確に確認することを目的とした。同時に、配石の同定作業を行い、復元できる可能性も検討することとした。まずは、掘削された排水溝に平行しておかれていた排土から遺物を検出するため、目の大きさが1cmのふるいを用いて、遺物の検出作業を行った。掘り出された遺物については排水溝の真横におかれているとも限らないので、作業対象範囲を広くとることとした。排土は重機の前方よりも後方におかれると考えられたため、遺構損傷範囲と重機の後退方向をもとに、長さ52mにわたって排土を調査した。遺物については、配石を構成していた可能性のある礫と人工遺物を対象とした。土器については原位置が不明であるため調査区域出土遺物一括でとりあげたが、礫については同定作業の参考とするため、掘り出された石の取り上げ位置の記録を行いながら作業をすすめ、発見場所にはピンボールを立て、S-1、S-2…と番号をつけて光波トランシットで地点を記録した。測定の基点は三内丸山遺跡の発掘調査座標をもとにした。また、溝の西側などにおかれている礫についても、事故発見直後に配石の可能性を検討するために排土から取り出したものが含まれていると考えられたため、S-A、S-B…と番号をつけて記録した。11月6日にはふるい作業と礫の記録が終了し、7日からは長さ39.5mの調査区を設定し、損傷範囲の両側を50cm拡張し、環状配石墓の分布する地点では、さらに50cm拡張する作業にはいった。周辺は保護盛土がなされたうえ重機による転圧がなされており非常に堅いため、小型重機による保護盛土等の除去後に作業員が土と砂の除去を行い、損傷部分を含めた清掃作業を行うこととした。11日には写真撮影を行い、12日からは調査区と損傷状況等の記録作業にはいった。また、第20次調査などの図面及び写真から、取り上げた礫が配石を構成する礫の可能性のあるかの検討を行った。11月15日には文化庁記念物課福宜田調査官による現地指導を受け、18日にはマスコミに公開した。19日からは作業員による埋戻しに着手し、20日には小型重機を使用し埋戻し作業を終了した。

第4節 遺物の分類

遺物は次のように分類した。

(1) 土器

- 第I群 縄文時代草創期～早期
 第II群 縄文時代前期
 1類 円筒下層 a 式より古く位置づけられる土器群
 2類 円筒下層 a 式に位置づけられるもの
 3類 円筒下層 b 式に位置づけられるもの
 4類 円筒下層 c 式に位置づけられるもの
 5類 円筒下層 d 式に位置づけられるもの
 さらに2つに細分する 1 d 式
 2 d 式
 6類 1～5類で時期を特定できないもの
 第III群 縄文時代中期
 1類 円筒上層 a 式に位置づけられるもの
 2類 円筒上層 b 式に位置づけられるもの
 3類 円筒上層 c 式に位置づけられるもの
 4類 円筒上層 d 式に位置づけられるもの
 5類 円筒上層 e 式に位置づけられるもの
 6類 1～5類で、時期を特定できないもの
 7類 榎林式以前に位置づけられる大木式土器系のもの
 8類 榎林式に位置づけられるもの
 9類 散花式・中ノ平皿式に位置づけられるもの
 10類 大木10式併行に位置づけられるもの
 11類 8～10類で時期を特定できないもの
 第IV群 縄文時代後期
 第V群 縄文時代晩期
 第VI群 弥生時代

(2) 石器

- A類 石鏃
 a 有茎T基のもの
 b 有茎Y基 *
 c 尖基 *
 d 平基 *
 e 円基 *
 f 凹基 *
 B類 石槍
 a 無茎のもの
 b 有茎 *
 C類 石匙
 a 縦型のもの (以下のd～eに該当するものを除く)
 b 横型のもの (*)
 c 斜型のもの (*)
 d 両面加工で石槍状の先端をもつもの
 e * 石鏃状の *
 f 四角形の短辺部分に抉りをもち、長辺部分を刃部とするもの
 g 細部加工がほとんど加えられないもの
 D類 石鎌
 a 棒状のもの
 b つまみがあるもの (以下のcに該当するものを

- 除く)
 c 先端のみつくりだしたものと
 d 石鎌を転用したもの
 E類 石砲
 a 短冊型のもの
 b 撥型 *
 F類 ビエス・エスキーユ
 G類 不定形石器
 a いわゆるスクレイパー類
 b * R、フレイク
 c * U、フレイク
 H類 石斧
 a 磨製石斧
 b 打製石斧
 I類 敲磨器類
 a 主に凹のあるもの
 b * 敲打痕 *
 c * 磨痕 *
 J類 半円状扁平打製石器
 K類 挟入扁平磨製石器
 L類 石皿・台石類
 M類 石棒類
 a 石棒
 b 石刀
 N類 石錘
 a 両端に抉りをいれたもの
 b 溝を削りこんだもの
 O類 石冠
 a 北海道式石冠
 b 三角柱状、もしくは斧状の突出部を持つ磨製石器
 P類 石核類
 a 石核
 b 原石
 c 剥片・砕片 (剥片石器の製作に関するもの)
 d 剥片・砕片 (礫石器の製作・使用に関するもの)
 Q類 その他
 R類 異形石器
 S類 砥石
 a 楕円礫を素材とし、顕著な擦痕を持つもの
 b 扁平あるいは板状の礫を素材とするもの
 c 大型のもの (L類から分離されるもの)
 T類 軽石・軽石製品
 a 加工の認められないもの
 b 加工の認められるもの
 U類 角柱状の礫・礫石器
 a 使用痕・加工痕の認められないもの
 b 使用痕・加工痕の認められるもの
 V類 擦切具
 W類 礫

第Ⅱ章 調査の概要

第1節 調査の概要

調査の結果、環状配石墓周辺で幅約70cm、長さ約34mにわたって遺物包含層が掘り下げられていることが確認された。調査図面との対比から表1のように第14・15・16号の3基の環状配石墓の配石を構成する礫が損傷を受けていることが確認されたが、影響は土坑墓部分には及んでいなかった。そして、配石を構成すると認識されていないが、同様の大きさであり記録されている礫（表中の「単独」）が4点失われていることが明らかになった。また、木の根株がある場所で2箇所、深く傷つけられていた（図2、写真4）第14号配石遺構付近でも深く掘削されている部分（写真5左）があり溝断面に根が確認できることから、同様の可能性が考えられた。

また、配石の礫と大きさの類似する礫が3点掘削により新たに露出したが、特に第14号配石では遺構確認面である埋戻し面から約10cm下で1点検出された。南東側の2点は、掘り起こされた礫と共に図化した。損傷部分の末端に近いことと共に礫の密集度の高い場所であったことが確認できた（図6下段）。また第20次調査で配石の礫よりも小さいために記録されなかったと考えられる礫を4点記録した（図6上段）。

ふるい作業等では66点の礫が取り出された。配石を構成する礫をみると大きさや形・石質に選択性があり、図面との対応から長径20cmを超えた21点の礫が候補となり、同定作業を行うこととした。他は配石になりうる長径18cm大の礫が2点、溶結凝灰岩の角礫や垂角礫27点、小さな礫や割れ礫、大きさから溝から出土したと考えられない直径35cm大の球礫、コンクリート付着の礫などである。

掘り起こされた礫が14点なのに対して候補となる礫が21点と点数が多いのは、①保護盛土の中に角礫やコンクリート付着の礫などが入っていたと考えられるが、石質・形状が配石に近いものも含まれていた可能性がある。②調査時に表土として除去した土の中に配石に類似した礫が混じっていた可能性があり、それを調査終了時の埋戻し土としたので、その中に含まれていた。③暗渠排水の溝掘削により、新たに3点の礫が露出したことから、調査時に未検出の礫が環状配石墓周辺などの土の中に隠れていたという三つの可能性が考えられる。そして、そのいずれによるものかの検証は極めて困難である。

	構成礫数	損傷状況		
		掘り起こし※	移動※※	計
14号配石	19	1	1	2
15号配石	37	4	1	5
16号配石	17	5		5
その他	（単独4）	4		4
計	77	14	2	16

表1 損傷の状況

※完全に掘りあげられたもの ※※掘りあげられていないが、原位置を保っていないもの

第2節 配石を構成する礫の同定と対応措置

(1) 照合結果

調査で得られた礫の照合作業を行ったが、同定は困難であった。それは①環状配石墓の検出時の発掘調査は、遺構の範囲確認調査であったので遺構の破壊を最小限にとどめるためにその確認層位である第Ⅲ層上面で基本的に作業を終了し、より掘り下げた場合でも、ある程度遺構が露出した段階で作業を中止しており、個々の礫の全体の姿が不明である。②上記の理由もあり礫の量を記録していないほか、礫全体が露出したものでも平面図からでは横位のものや斜めのものなどの正確な大きさは不明である。③配石に使用されている礫は、石質や形状、大きさなど外観が類似しており、外観のみでは同定することが困難である。④発掘時に撮影した写真は、個々の礫を詳細に撮影したのではなく、環状配石墓としての遺構全体を記録したものであるため、写真からの同定は困難であるためである。以上から、発掘調査時の図面・写真と礫を比較したうえで、出土地点などの位置関係も判断材料に加えて、近似的なものを選び出すこととし、次の結果が得られた。

〔第14号配石〕

掘り起こされた礫は1点で、図面に記された礫の大きさや節理面で剥落する形状がほぼ対応するものが至近距離(約4m先)から発見されており、該当する可能性が高いと判断された。また、図面とは位置と形の異なる礫が1点あり、3m20cm離れて排水から発見されたものと接合した。接合面の割れ面は赤みを帯びており新鮮ではないため、割れひびが入っていた石が掘削時の衝撃で二つに割れ、1点はすくい上げられ、1点は土の中に残ったが約90°回転し割れ面を上にしたと判断された。

〔第15号配石〕

掘り起こされた礫は4点で、うち3点は外観的な特徴や大きさが類似し位置も近い石があり、該当する可能性が高いと判断された。残る1点は候補となる礫がS-28・48の2点(写真10・11)存在する。S-48は距離が14.6mと離れているが礫を保護していたと判断される土のうと共に発見されており形も近い。可能性がより高いと考えられるが、S-28が距離的に5mしか離れていないこともあり特定できなかった。また、1点原位置から移動した礫があり、真下は埋戻しの砂が入り込んでいた(写真6)。

〔第16号配石〕

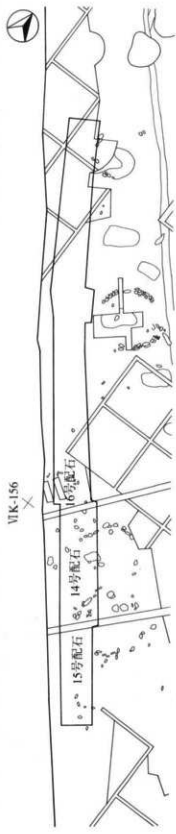
掘り起こされた礫は5点で、2点は外観的な特徴が類似し位置も近い礫があり、該当する可能性が高いと判断された。残る3点は図面では全体の形は不明であり、候補礫の絞り込みは困難であった。

〔その他〕

配石を構成していると確認できない礫のうち、掘り起こされた礫が4点あり、うち3点には外観的な特徴が類似し近い位置関係にある礫があり、該当する可能性が高いと判断された。残る1点は図面では全体の形が不明であり、候補となる礫の絞り込みは困難であった。

(2) 対応措置

以上のとおり掘り起こされた14点の礫のうち、9点は該当する可能性の高いものが見つかったが5点については絞り込むことが困難であった。それらの礫を同定することは現実的に難しく、配石の可能性の高いと判断されたものについても、確実であるとは言いきれないうえに、土の中に正確に戻すことは困難であり学術上の意義をもつ復元とすることは難しい。そのため掘り起こされた礫及び原位置から動いてしまい原状に戻せなくなっている2点の礫についても取り上げて保存することとし、調査区については砂と土でそのまま埋戻し、損傷前の原状に復することとした。



調査区の配置

VG-157

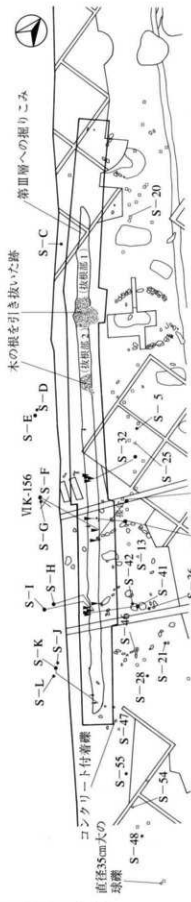


図2 調査区配置図と調査結果

- 埋傷を受けた環状配石基の覆い
- ▲ 埋傷を受けた環状配石基の覆い
- 埋傷を受けた単独礎のあった地点
- 配石の可能性の高
- 角礎・非角礎
- 配石の可能性のある小礎・附石礎
- その他の礎

調査結果 (礎の出土位置と埋傷後の現状を記録し、新たな出土礎を加筆) 及び同定結果

0 10m

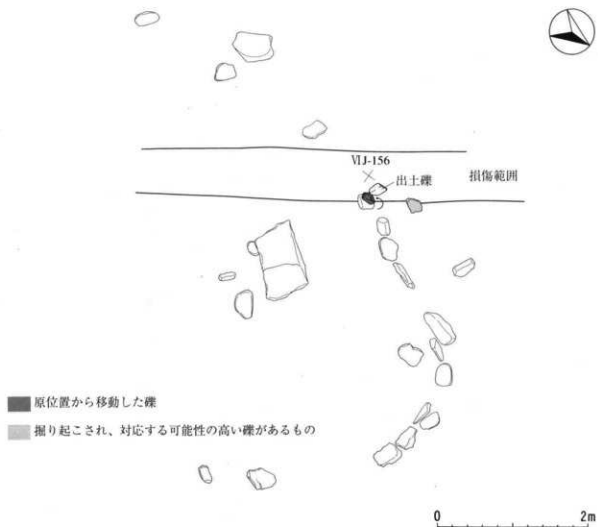


図3 第14号配石



第14号配石 (北東から)



移動した礫 (中央) と出土した礫 (中央上)

写真5 第14号配石



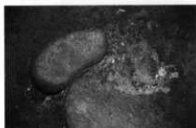
図4 第15号配石



第15号配石 (北東から)



移動した礫 (中央右)



←移動した礫の真下の状況
(埋炭しの砂が入りこんでいる)

写真6 第15号配石

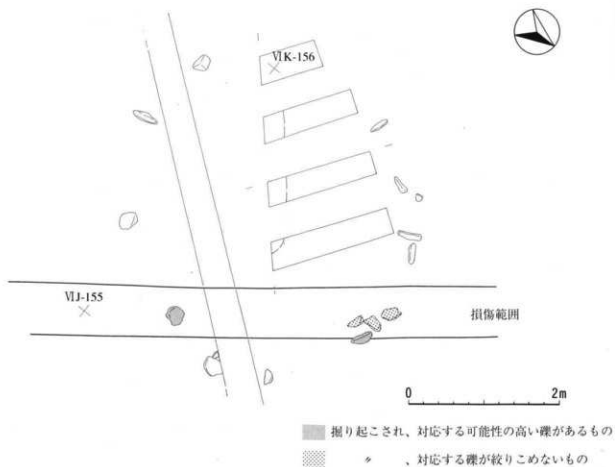


図5 第16号配石



第16号配石 (北東から)

写真7 第16号配石

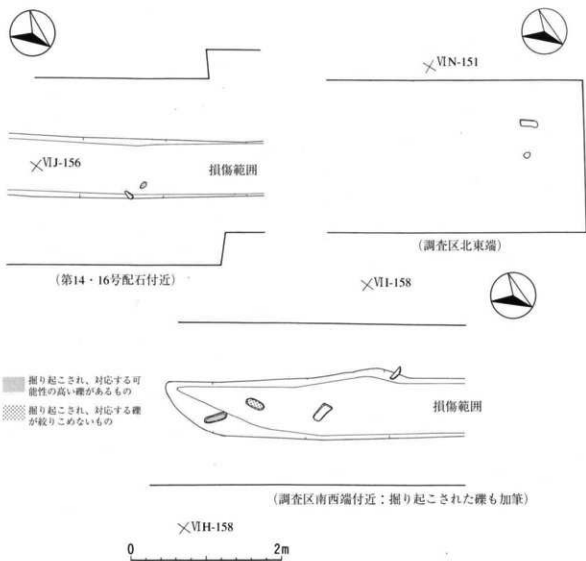


図 6 出土礫



調査区南東端付近出土礫（北東から）



調査区北東端の礫（南西から）

写真 8 出土礫



ふるい作業



排土出土礫（中央はS-48、土のうと共に検出）



溝西側の礫の記録（S-L・K・J）



清掃作業



抜根部 2（北東から）



抜根部 1（北東から）



完掘状況

（北西から）



（南東から）

写真 9

第3節 出土遺物

配石構成礫及び可能性のある礫は21点であり、うち8点は石棒及び石皿・台石類と認定し図示した。他に土器破片が164点、石器が8点出土した。

(1) 配石を構成する礫及び可能性のある礫 (写真10・11)

配石を構成する礫やその候補の礫を21点選んだが、S-D・H・I・J・K・5・21・28は重機によると思われる傷を持つ。また、弱い磨面もしくは擦れと考えられる微妙な表面の変化が感じられるものが多かった。自然礫にも同様の状況が確認されることもあるので、表面の微妙な凹凸が潰れて面が形成されているものや、色調変化を伴う物など人為による可能性がより大きいと判断した物のみを石皿・台石類として図(番号1~7)に示した。石皿としての磨面がしっかりしているものは1・7の2点のみであり、他は可能性があると考えられたものである。1は第14号配石と排土からの出土品の接合品である。縁付きの石皿破片であり、側面から裏面に於いて敲打加工されている。2は表面が傷ついているが、傷を免れた部分でも面の潰れがあり、表面が鉄分の影響をうけて赤みがあるのにその部分では色が変化している。多孔質であり他の部分では穴の内側はざらざらしているが、その周辺では表面から穴の内側に向かった擦れが確認できる。3は写真で中央上部に白っぽくみえるあたりが不自然に肌荒れし、くぼみ状の敲打痕を思わせる部分もある。4は表面にごく新しい傷を持つが、その右側の部分では、表面に傷があり若干白っぽくみえる部分がある。ざらざらした部分がつぶれて他の部分より滑らかになっており、磨面あるいは擦れの可能性がある。5はかなり滑らかで他の表面と区別される部分があり磨面と認定した。6は全体的にざらざらした石だが、側面付近に磨面様の滑らかな部分がありゆるやかに窪む。正面は凹凸が大きいが、細かな凹凸がつぶれて面をなす部分がある。7はしっかりした磨面を持つ石皿であるが、側面に不自然な滑らかな面がある。9は石棒で棒状の安山岩を加工したもので、特に上部に研磨痕が残る。

(2) 石器 (図10-8・図11)

石器は敲石が3点、スクレイパー類が2点、R、フレイクが2点、剥片が1点出土した。

(3) 土器 (12・13)

排水溝施工時の排土から、縄文土器の小片164点が出土した。破壊された包含層の土量と比較して、出土点数は少ないものと言える。うち7点の破片間において接合関係が認められたが、一個体にも復元できるものは含まれていない。

土器の所属時期は縄文時代前期中葉から中期末葉で、本遺跡の時期幅とはほぼ一致する。土器型式という円筒下層a式、円筒上層e式は今回出土していない。出土土器の中心となるのは円筒上層a~d式で、中でもc~d式と見られる破片が比較的多い。

土器の包含量が少量、接合破片が少ない、円筒上層式が多数を占めるがe式は欠落する、円筒下層式ではa式のみ欠落するといった点は、第14・17・20次調査で確かめられた第Ⅲb層出土土器の特徴でもある。今回破壊を受けた層の大部分が第Ⅲb層であることと符合する。

第14次調査では中期後半の土器も多く出土したが、今回の調査では円筒下層式をも下回るわずかな出土量であった。第Ⅱ層を中心に出土する土器であるため、第14・20次調査時に大部分の第Ⅱ層を除去したことが要因と考えられる。土層観察用ベルトでわずかに残してあった第Ⅱ層や、埋め戻し土に含まれていたものが、今回の調査で出土したのと思われる。



S-F (14配石?)



S-16+14配石の礫



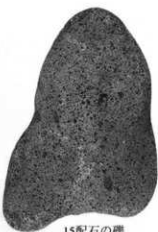
S-H (15配石?)



S-41 (15配石?)



S-I (15配石?)



15配石の礫



S-24 (16配石?)



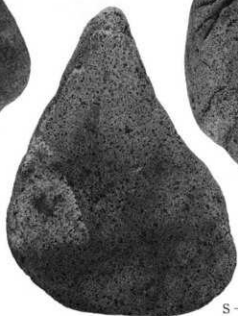
S-32 (16配石?)



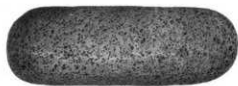
S-E (単独礫?)



S-42



S-28



S-K (単独礫)

写真10 配石構成礫及び可能性のある礫 (番号は図2の番号と対応)

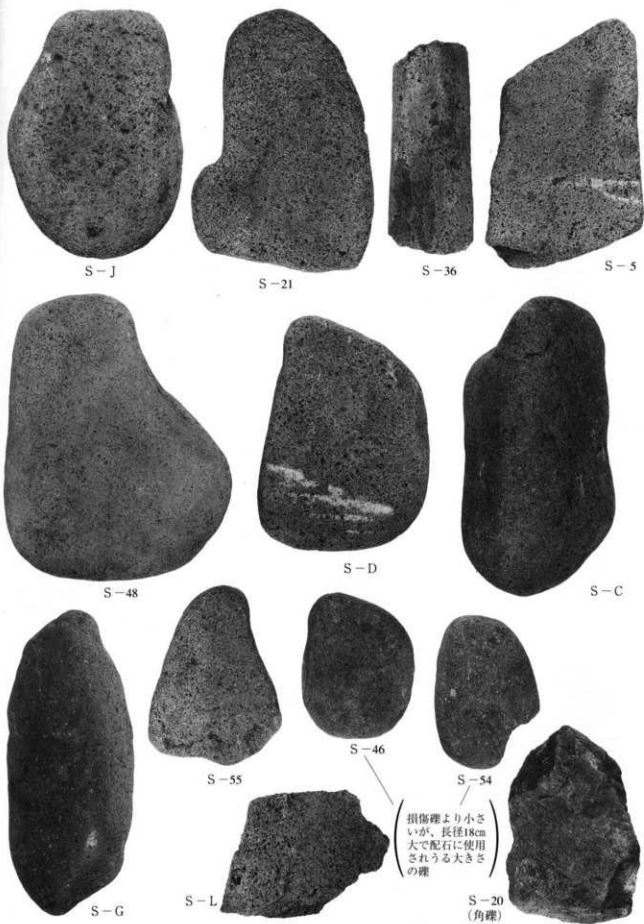
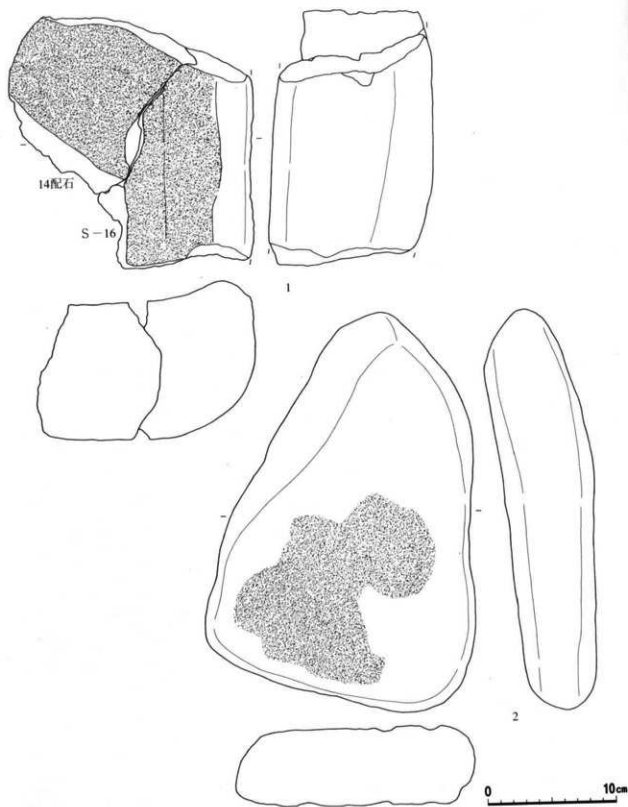
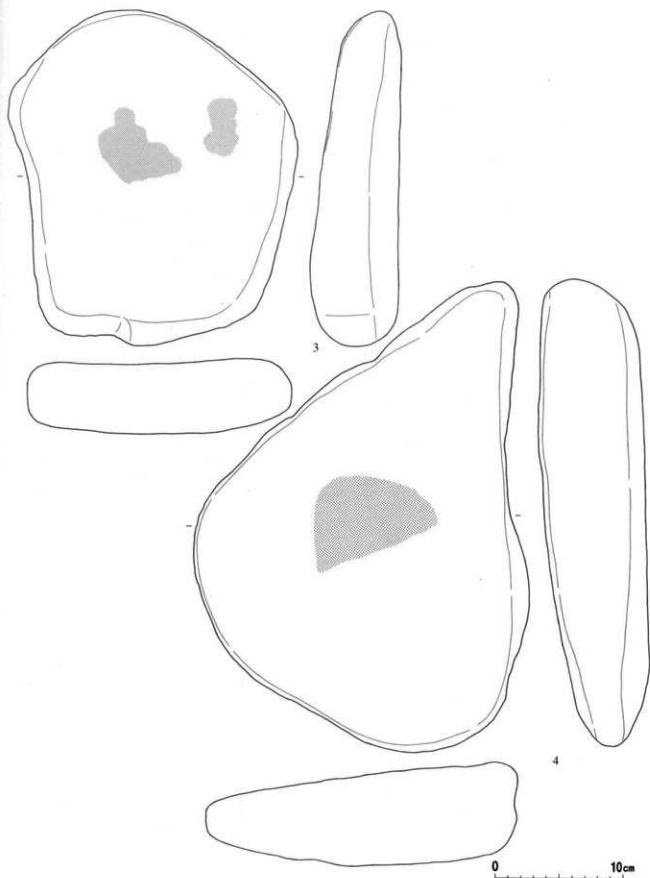


写真11 配石構成礫の可能性のある礫、その他 (S-46・54・20)



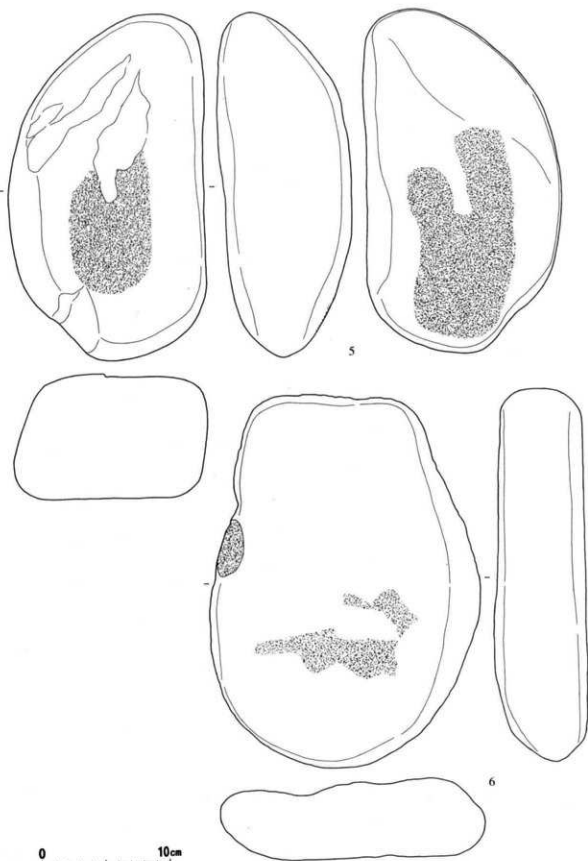
番号	出土地点	層位	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	重さ (g)	石質	分類	備考	整理番号
1			220	190	130	5276.9	安	L	S-16	102453
2			315	211	83	6105.0	凝	*	S-H	102456

図7 出土石器(1)



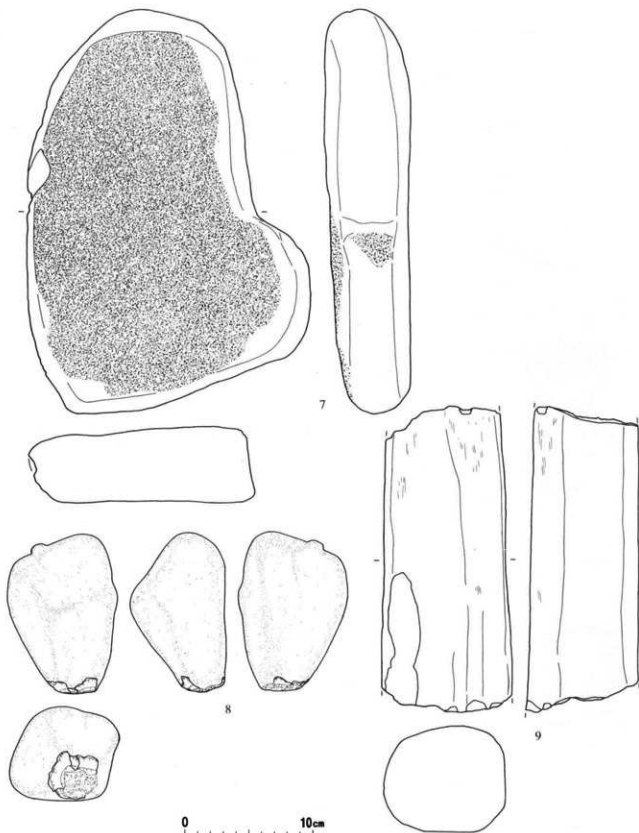
番号	出土地点	層位	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	重さ (g)	石質	分類	備	考	整理番号
3			264	226	68	4705.8	安	L	S-24		102454
4			367	261	82	8000.0	*	*	S-28		102459

図8 出土石器(2)



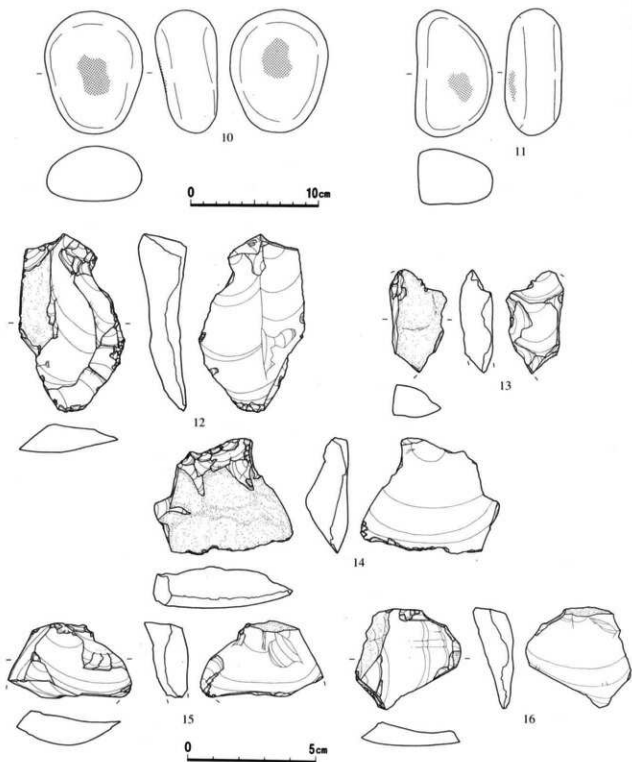
番号	出土地点	層位	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	重さ (g)	石質	分類	備考	整理番号
5			274	154	102	5102.5	安	L	S-42	102460
6			295	216	71	6100.0	*	+	S-J	102455

図9 出土石器(3)



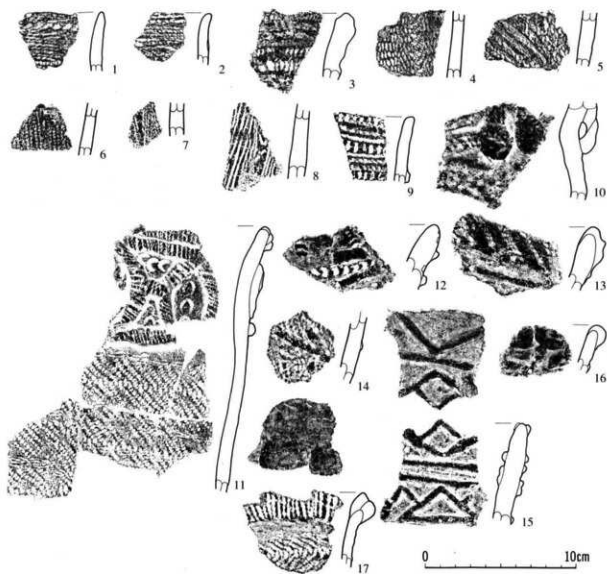
番号	出土地点	層位	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	重さ (g)	石質	分類	備	考	整理番号
7			318	221	66	(6080.5)	安	L	S-21		102457
8			216	85	74	945.1	*	Ib	S-13		102452
9			(242)	(101)	(87)	(3165.3)	*	Ma	S-36		102461

図10 出土石器(4)



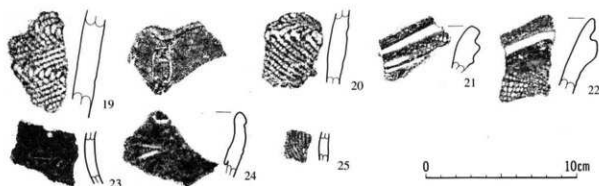
番号	出土地点	層位	長さ (mm)	幅 (mm)	厚さ (mm)	重さ (g)	石質	分類	備	考	整理番号
10			96	76	48	440.9	安	Ib	S-25		102451
11			100	61	43	344.2	*	*	S-47		102450
12			70	41	19	35.9	珪頁	Ga			102446
13			(41)	(22)	(13)	(10.0)	*	Gb			102447
14			46	54	16	33.3	*	Ga			102445
15			(30)	(48)	(16)	16.6	*	Gb			102448
16			40	41	15	14.9	*	Pc			102449

図11 出土石器(5)



番号	出土地点	出土層位	外 面 文 様			内面調整	底面	分類	備 考
			口縁部	胴部上半	胴部下半				
1			R単結1、RRL押			ミガキ	Ⅱ-2	繊維混入	
2			波浪帯、L押	RL(結束第1種?)		*	Ⅱ-5-1	*	
3			R単結1押			*	Ⅱ-5-2-Ⅱ-1	波状口縁	
4				砂輪部、直線1種LR&L		*	Ⅱ-6	繊維混入	
5					R-L単結1a	*			
6					L単結1	*	*	繊維混入	
7					R単結1a	*	*		
8					*	*	*		
9			貼付(LR押)、LR押			*	Ⅱ-1	直線風、波状口縁	
10			貼付(R押)、R押			*	Ⅱ-1・2		
11			貼付(L押)、L押(直線部)	結束第1種(RL-LR)		*	Ⅱ-2	波状口縁	
12			突起(半截竹管状)、貼付			*	Ⅱ-3	*	
13			貼付(RL押)	RL、貼付		*	Ⅱ-4	*	
14				直線第1種(LR&L)、貼付		*	*		
15			突起(貼付)			*	Ⅱ-4・5	内面に貼付	
16			貼付(?押)、R押			*	Ⅱ-6		
17			貼付(L押)	結束第1種(RL-LR)		ミガキ	*	内面にヒレ状の貼付	

図12 出土土器(1)



番号	出土地点	出土層位	外面文様			内面調整	底面	分類	備考
			口縁部	胴部上半	胴部下半				
19					結束第1種(LR-RL)	ミガキ		Ⅲ-6	
20					結束第1種(LR-RL)	○		*	
21			凹状沈線			○		Ⅲ-8	波状口縁
22			○	LR		○		*	*
23			無文(ミガキ)			○		Ⅲ-9	
24			無文			○		Ⅲ-10	波状口縁, 内面筋線及び沈線
25				RL				Ⅲ-11	

図13 出土土器(2)

以下、各土器片を分類に従い、個別に説明を加えていく。

第Ⅱ群土器

1は円筒下層b式、2はd式の口縁部である。3はRの単軸絡条体が押圧された口縁部で、本来突起がついていたものと思われる。円筒下層d式としたが、円筒上層a式となる可能性もある。4～8は胎土に繊維を混入する胴部破片である。1型式に限定し難いが、5は円筒下層a～b式、4・6・7は円筒下層c～d式、8は円筒下層bもしくはd式に相当するものと思われる。

第Ⅲ群土器

(1) 1～7類

9は円筒上層a式で、Rと単軸絡条体1類を用いた押圧文様が施される。10は区画貼付帯をもつ口頸部の破片である。表面の磨耗が激しいため不確定ではあるが、貼付帯の形状から円筒上層aもしくはb式と思われる。11は円筒上層b式である。口縁から胴部上半まで、7点の破片が接合している。胴部に結束第1種、口縁部に貼付文様を施された後、Lを用いて貼付上に刻み、貼付間に馬蹄状の押圧を施されている。12は波頂部に近い部分の口縁部片である。貼付間に半截竹管状の工具による刺突が施されており、円筒上層c式である。13と14は円筒上層d式の破片である。ともに回転縄文ののち貼付文様が施されている。15は円筒上層dもしくはe式の口縁突起で、内外面に貼付文様が施される。16は貼付文様を持つ口縁の波頂部で、円筒上層b～d式に相当するものと思われる。17は胴部に結束第1種、口唇に縄文押圧をもつ貼付が施される。内面にヒレ状の貼付が施される点で特異であるが、円筒上層b～d式と捉えている。18～20は結束第1種が施された胴部破片で、円筒上層b～dに相当する。

(2) 8～11類

21と22は、口唇に沿って凹状沈線が巡らされる椀林式である。23は最花式で、広口壺形土器の頸部片である。24は口縁部無文帯の破片で、大木10式併行期のものと思われる

第Ⅲ章 まとめと今後の課題

調査により、今回の事故では第14・15・16号配石の三つの環状配石墓の一部が損傷したことが確認された。土坑墓部分に影響がなかったのは不幸中の幸いであったが、計16点の礫が影響を受けていた。

また、今回の調査では環状配石墓の礫のレベル差の可能性についても明らかになった。第14号配石では確認面の約10cm下から礫が発見された。環状配石墓の構築以前のものの可能性もあるが、礫の石質・大きさ・形状は環状配石墓のものと共通性がある。また、ふるい作業等で検出された配石を構成する可能性のある礫は21点であり、単独礫を含めて図面上から掘り出されたと判断される石の14点よりも多い。これについては、いくつかの可能性が考えられることは第Ⅱ章で述べたが、環状配石墓のものか単独の礫かは不明であるが、第14号配石の例を参考にする調査時点では確認できなかったより深いレベルの礫が、含まれている可能性がある。環状配石墓を構成する礫のレベル差については、すでに第11・13号配石を調査した際に指摘されていたところであるが、深いレベルの礫を最初に構築されたものとし、遺構確認の段階で把握できる上位レベルの礫を最終の配石形態とすると、構築から廃絶までの時間差・維持管理が想定される。

また、配石を構成する礫やその候補の板状の礫には、弱い磨面もしくは擦れと考えられる微妙な表面の変化が感じられるものが多かった。河原などで板状の自然礫をみると、礫表面は一様ではなく、表面が滑らかなものでは磨面を思わせるものがある。そのため、表面の微妙な凹凸が潰れて面が形成されているものや、色調変化を伴う物など人為による可能性がより大きいと判断した物のみを今回の報告で図示した。石皿や台石は、通常は平坦面に使用痕が残り、側面には調整痕が観察できるものと、できないものがあるわけであるが、可能性があると考えられる範囲が狭いものや側面に部分的に磨面とみなしうる面の確認できるものがあった。石皿や台石として使用された可能性のほかに、それ以外の理由で形成された可能性を検討する必要も感じる。板状の礫が配石の礫として据え置かれる前に、あるいは置かれたあとに、意識的なものかは不明であるが何らかの行為により形成された可能性もある。今後の検討課題としたい。

今回の調査で出土した礫の中から配石の礫を特定する作業は困難なものであった。三内丸山遺跡の近年の調査の主目的は、遺構の範囲確認にあり、環状配石墓は第Ⅲ層上面で確認できるので、遺構保存の観点から、基本的には礫をそれ以上掘り下げることをしていない。そのため、個別の礫全体の姿は露出させることはない。また、調査終了後には砂と土で埋戻しを行い、基本的に再調査が可能な状況においていることもあり、通常は個々の礫の写真を記録していないためである。

しかし、環状配石墓は重要遺構であり、研究を高めていくうえでも配石を構成する個々の礫の石質や表面の特徴等の属性が読み取れるような写真を残す必要性については検討が必要である。今回のような想定外の事故においても対処できるほか、将来的に整備が行われた場合にも有益である。青森市小牧野遺跡で検討されたように、礫の搬入先・搬入作業量など配石を構成する礫自体の研究に資するものでもあり、今後の検討課題としたい。

今回の調査は、遺構の一部損傷事故の発生という思いもかけない事態に伴うものであった。特別史跡三内丸山遺跡の整備にあたっては、これまでも立会い作業等を実施してきたが、事故の発生後は、毎週定例的に都市公園事務所、工事業者、三内丸山遺跡対策室の三者による整備工程会議を実施することとなった。今後は、よりいっそう関係機関の連携をはかり、遺跡の保護・活用に努めていきたい。

報 告 書 抄 録

ふりがな	とくべつしせきさんないまるやまいせきいちぶぞんしょうじこにかかるはくつちようさほうこくしょ
書名	特別史跡三内丸山遺跡一部損傷事故に係る発掘調査報告書
副書名	
巻字	
シリーズ名	青森県埋蔵文化財調査報告書
シリーズ番号	第363集
編著者名	齋藤岳・秦光次郎
編集機関	青森県教育庁文化財保護課
所在地	青森市新町二丁目3番1号 TEL017-734-9924
発行年月日	西暦2003年3月28日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		旧日本測地系 (Tokyo Datum)		調査期間	調査面積 (㎡)	調査原因
		市町村	遺跡番号	北緯	東経			
さんないまるやまいせき 三内丸山遺跡	あおりけんあおりし おおあざさんないあざまるやま 青森県青森市大字三内丸山	02201	01021	40°	140°	2002.11.1 ～ 2002.11.20	88	遺構一部損傷事故による損傷状況を確認するための調査
				48°	42′			
				40°	20″			
				日本測地系 2000(JGD2000)		北緯		
				40°	140°			
				48°	42′			
				50°	07″			

所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
三内丸山遺跡	集落跡	縄文時代	環状配石墓 3基	配石を構成する礎及び可能性のある礎 縄文土器(前～中期)・石器	遺構損傷状況を確認

青森県埋蔵文化財調査報告書第363集

特別史跡三内丸山遺跡 一部損傷事故に係る発掘調査報告書

発行日 平成15年(2003年)3月28日
 発行 青森県教育委員会
 編集 青森県教育庁文化財保護課三内丸山遺跡対策室
 〒030-0801 青森市新町2丁目3-1
 印刷所 東北印刷工業株式会社
 〒030-0902 青森市合浦1丁目2-12